

【資料1】

祝島～柳井航路改善計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、祝島～柳井航路改善計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

祝島～柳井航路改善計画策定支援業務

(2) 業務の目的

祝島と本土を繋ぐ唯一の航路である祝島～柳井航路の維持・確保に向けて、運航を効率的で持続可能なものとし、利用者の安全・安心を担保するために、必要な調査・検討を行い、「祝島～柳井航路改善計画」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

祝島～柳井航路改善計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 発注者

上関航運有限公司

※ただし、発注に関する業務の事務は上関町産業観光課が執り行う。

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金 5,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要となる。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 過去10年の間に、航路改善計画策定と同様または類似する業務を受託した実績があること。

(3) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有したものを従事さ

せることができること。

- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を上関町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (8) 令和8年度上関町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (9) 町税、市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (11) 役員等が、暴力団及びその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和8年5月1日（金）

② 公表方法

上関町ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、上関町のホームページからダウンロード可能。

URL <http://www.town.kaminoseki.lg.jp>

また、上関航運有限会社、上関町産業観光課の窓口でも配布する。

(2) 説明会

実施しない。

(3) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書 (様式2)

イ 会社概要 (任意様式。パンフレット等でも可。)

ウ 履行実績調書 (様式3)

添付資料：実績を証する契約書の写し、成果物の写し等

エ 参加資格要件等確認書 (様式4)

② 提出期限

令和8年5月19日 (火) 17時15分必着

③ 提出場所

上関町役場 産業観光課

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島 448 番地

④ 提出方法

郵送又は持参 (いずれの方法でも提出期限内必着とする。)

・持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する祝日 (以下「休日」という。) を除く8時30分から17時15分までとする。

・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果 (様式5) を令和8年5月21日 (木) までに通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票 (様式1) によるものとし、電子メールにより提出すること。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。(ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。)

(2) 受付期間

令和8年5月29日 (金) 17時15分まで

※参加表明に関する質問票（様式1）の提出期限は、
令和8年5月12日（火）17時15分までとする。

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

上関町役場 産業観光課

E-mail : s-kankou@town.kaminoseki.lg.jp

電話番号 : 0820-62-0360(上関町役場)

0820-62-0102 (上関航運有限公司)

(4) 回答方法

受付を行った質問については、受付締切日の3日後（休日を除く。）
までに上関町ホームページに掲載する。参加表明者については質問の
有無にかかわらず確認すること。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

① 企画提案書表紙（様式6）

② 企画提案書（任意様式）

提案内容は、業務の実施方法、スケジュール、実施体制（配置予定技術者の類似業務の経験年数を記載すること。）等を具体的に記載すること。仕様書以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、その点が容易に分かるように記載すること。また、企画提案書は、A4判もしくはA3判とし、ページ番号を付すこと。A3判の場合はA4折込みで綴じること。

③ 見積書及び内訳書（A4判任意様式）

消費税及び地方消費税を含む内容とすること。また、業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

(2) 提出期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月12日（金）まで

(3) 提出場所

上関町役場 産業観光課

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島 448 番地

(4) 提出方法

直接持参又は郵送。（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

・持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。

・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかつ

たことに対して異議申し立てはできない。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本5部とする。

7 選定方法

(1) ヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも実施する。

① 開催日 (予定)

令和6年6月17日(水)又は18日(木)を予定

② 開催場所

上関町役場内会議室を予定(別途通知)

③ プレゼンテーション実施者

3人以内の出席とし、実際に業務に携わる者が説明を実施すること。

④ 所要時間 (予定)

提案説明(プレゼンテーション)20分、質疑応答(ヒアリング)10分

⑤ その他

・プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書を使用して行うこととし、モニターを利用して説明することも認める。パソコン等、その他必要なものは参加者において用意すること。また、いかなる理由であっても、機器の不具合等に関して、一切の責任を負わない。

・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査するため、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないよう十分注意すること。

(2) 受託候補者の選定

① 評価会の設置

企画提案書等の評価は、上関航運有限会社が設置する「祝島～柳井航路改善計画策定支援業務プロポーザル評価会」が行う。

② 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価する。

③ 受託候補者の選定

受託候補者の選定については、各評価者の評価点の合計による順位に基づき、代表取締役社長の決裁により決定する。なお、評価点の合計が同

点の場合は、以下の優先順位で順位を決定する。

ア 評価項目（計画の策定について）の点数が高い者を上位とする。

イ 評価項目（計画の策定について）が同点の場合は、評価項目（業務実績について）の点数が高い者を上位とする。

④ 最低基準点の設定

各評価者の持ち点の合計を満点とし、その100分の60を最低基準点とする。それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の選定は行わない。

⑤ 選定結果

令和8年6月22日(月)を予定として、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書(様式7)」を電子メールで通知する。なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けない。

8 評価基準及び配点

【資料2】評価基準及び配点のとおり。

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公表	令和8年5月1日(金)
② 参加表明に関する質疑受付	令和8年5月12日(火)まで
③ 参加表明に関する質疑回答	令和8年5月15日(金)
④ 参加表明書の提出期限	令和8年5月19日(火)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和8年5月21日(木)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和8年5月25日(月)から 令和8年6月12日(金)まで
⑦ 実施要領等に関する質疑受付	令和8年5月29日(金)まで
⑧ 実施要領等に関する質疑回答	令和8年6月3日(水)
⑨ 企画提案書の評価及びヒアリングの実施	令和8年6月17日(水) 又は18日(木)予定
⑩ 選定結果の通知	令和8年6月22日(月)予定
⑪ 業務委託契約の締結	令和8年6月下旬を予定

10 契約（受託候補者選定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

11 留意事項

（1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

（2）その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を上関航運有限会社及び町に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（上関航運有限会社又は町からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨と

する。

- ⑨ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）により、上関町産業観光課へ届け出ること。
- ⑩ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、上関航運有限公司及び上関町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑪ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑫ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑬ 電子メール等の通信事故については、上関航運有限公司及び上関町はいかなる責任も負わない。

12 問い合わせ先

○上関航運有限公司（担当：竹谷）

所在地 〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島5 1 6 番地

電話番号 0820-62-0102

FAX 番号 0820-62-0106

E-mail k-kouun@kvision.ne.jp

○上関町産業観光課（担当：磯辺）

所在地 〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島448 番地

電話番号 0820-62-0360

FAX 番号 0820-62-1528

E-mail s-kankou@town.kaminoseki.lg.jp